



## 国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 荻野、間藤

(電話) 06-6949-6446

令和6年7月31日

タクシー運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について  
( 奈良県地区 )

タクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、令和4年に運賃改定を行った奈良県地区の事業者団体である一般社団法人奈良県タクシー協会から公表されましたが、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に、当局及び運輸支局において調査した結果がまとまりましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、本調査により、運賃改定の趣旨を逸脱し、運転者の労働条件の改善措置を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

## 【奈良県地区】奈良県

運賃改定実施日	令和4年4月1日 (大台交通圏は令和4年5月12日付け認可後実施)
運賃改定率	9.25%
タクシー協会公表日	令和6年6月6日

## ※大台交通圏

奈良県のうち宇陀市、宇陀郡及び吉野郡

配付先  
陸運記者会 (ハイタク部会)

## 奈良県地区のタクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査について

### 1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる下記①、②に該当する事業者を対象にヒアリング調査を行いました。

①改定による賃金改善率0%未満の事業者（一般運転者一人平均）

②営業収入に占める賃金支給率が2%以上減少した事業者（全運転者）

※なお、①のうち営業収入（運転者一人当たりの営業収入）が対前年同期比で減少したことにより、運転者賃金が対前年同期比で低下した事業者はヒアリング調査から除外。

本調査は、運賃改定時に（一社）奈良県タクシー協会に対して通達した、労働条件の改善状況を確認するためのものです。

#### 通達一部抜粋

##### 1. 運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の公定幅運賃変更要請（運賃改定）においては、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持したうえ、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方にに基づき査定を行ったところであり、運賃改定実施後においては次の事項について適切に改善措置を講じること。

（1）運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。

その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費を運転者に負担させる慣行がある場合には、見直しを図るよう留意すること。

（2）運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。

（3）運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。

その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設、車いす利用者外国人旅客等への対応に係る運転者の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、上記による改善状況の公表の結果が運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととしているので了知されたい。

## 2. 調査対象事業者

<u>運賃改定をした事業者</u>	49社	(協会非加盟10社含む)
・改善が確認された事業者	22社	
・1. の①②に該当	21社	
うち1. の①にのみ該当	3社	
うち1. の②にのみ該当	15社	
うち1. の①と②両方に該当	3社	
・その他	6社	(役員のみが乗務する事業者等)
<u>調査対象事業者</u>	18社	

(21社中3社は、1. ※の理由により調査対象から除外)

## 3. 調査結果

調査対象事業者18社に対しては、事業者ヒアリングを実施し、背景・事情を個別に調査しました。その結果、以下の通りやむを得ない事由であったことを確認したため、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

(一定の改善状況に達していない主な事由)

- ・令和3年度において雇用調整助成金等を活用して賃金の支払いを行ったことによるもの。
- ・新型コロナウイルス感染症により大幅に運送収入が減少する中、最低賃金を下回らないよう勤務時間に応じた賃金の支払いを行ったことによるもの。
- ・運転者の高齢化により、労働時間が短縮した(足切額まで達しない場合が増加した)ことによるもの。
- ・令和4年度と比較して令和3年度の有休取得率が高かったことによるもの。
- ・勤続年数で歩合率に差を設けているところ、令和3年から令和4年にかけて運転者が入れ替わったことによるもの。
- ・運転者賃金を運送収入によらず固定給としていることによるもの。

## 4. 指導

上記調査により、改善を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

(参考)

【用語について】

1. 賃金改善率

一般運転者に係る

運賃改定実施後6ヶ月間の運転者一人平均給与月額

\_\_\_\_\_ × 100 - 100

一般運転者に係る前年同期の運転者一人平均給与月額

2. 賃金支給率

全運転者に係る

運賃改定実施後6ヶ月間の賃金支給総額

\_\_\_\_\_ ÷ \_\_\_\_\_ × 100

同時期の営業収入

全運転者に係る

前年同期の賃金支給総額

同時期の営業収入

3. 一般運転者

定時制・嘱託運転者等を除く一般的な乗務体制の運転者